

一宮市木曾川文化会館 練習室 施設・付属設備利用料金表

◆練習室 施設利用基本料金

※消費税込(円)

施設名	定員	午前 8:30～12:30	午後 13:00～17:00	夜間 17:30～21:30	午前・午後 8:30～17:00	午後・夜間 13:00～21:30	全日 8:30～21:30
練習室1	120名	3,000	3,000	3,000	6,000	6,000	9,000
練習室2	30名	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000
練習室3	18名	500	500	500	1,000	1,000	1,500

- ・お支払いの施設使用料金は、「施設使用基本料金(上表)」に「施設使用料金倍率(下表)」を掛けて算出します。
- ・早朝(7:00～8:30)の施設使用料金は30分毎に、午前の「施設使用料金」の1/8となります。
- ・夜間延長(21:30～22:00)の施設使用料金は、夜間の「施設使用料金」の1/8となります。
- ・各施設の定員数は消防法条例を基に定められております。原則として定員数を超過して入場させないようご注意ください。

◆練習室 施設使用料金倍率

使用団体または個人	施設使用目的等	市内・市外	料金倍率
①株式会社・合名会社・合同会社・合資会社・有限会社など	③物品販売・販売促進行為・広告募集・勧誘行為がない催事 (音楽練習・会議・研修会・説明会・発表会・講習会・講演会・ 式典・総会・安全大会・採用面接・健康診断・コンサート・映画・ 控室など)	市内・市外	2倍
		市内	3倍
②個人事業主 (教室・私塾・施業・法律系事務所・建築系事務所・芸術関係・ 商店・美容関係・コンサルタント・インターネットショップ・ ネットワークビジネスなど)	④物品販売・販売促進行為・広告募集・勧誘行為がある催事 (商品展示・商品説明・商品発表・無料体験・無料相談など) ※弁当代や花代等、使用者の経費の支払いは除きます。	市内	3倍
		市外	4倍
③行政機関・財団法人・社団法人・学校法人・社会福祉法人・ 宗教法人・NPO法人・公益法人・医療法人・事業組合・ 一宮市市民会館等指定管理者など (その他、認可法人をはじめとする公共的団体など)	⑤物品販売・販売促進行為・広告募集・勧誘行為がない催事 (音楽練習・会議・研修会・説明会・発表会・講習会・講演会・ 式典・総会・安全大会・採用面接・健康診断・コンサート・映画・ 控室など)	市内・市外	1倍
		市内	3倍
④非営利で社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体や 任意団体・ボランティア団体など	⑥同表①②の団体及び個人等が参加して、物品販売・販売促進行為・ 広告募集・勧誘行為を行う場合は、その施設に対し、右の料金倍率 を適用します。	市内	3倍
		市外	4倍
⑤サークル活動・個人活動など			

- ・使用料金倍率の確定は、会館スタッフが受付の際に行います。
- ・使用当日、申請書に記載の施設使用目的等を確認するため、会館スタッフが立ち入ることがあります。

◆付属設備利用料金

設備品名	施設名	単位	使用料金	備考
ピアノ・ヤマハC6X	練習室1	1台	1,500	調律除く
ピアノ・ヤマハC2X	練習室2	1台	1,000	調律除く
拡声装置	練習室1	1式	1,000	マイク2本付き
可動式拡声装置	練習室	1式	400	マイク2本付き
録音・再生機器	練習室	1台	400	
ワイヤレスマイクロフォン	練習室	1台	400	
マイクロフォン	練習室	1台	400	
プロジェクター	練習室	1台	1,500	練習室共有備品
スクリーン	練習室	1台	200	フロアタイプスクリーン・練習室共有備品
講演卓	練習室1	1台	300	
ホワイトボード	各練習室	1台	150	
電気使用料(特別設備等)	各練習室	1kw	200	
展示用パネル		1台	50	共有備品

- ・上記の付属設備使用料金は1単位1区分の料金となります。お支払いの料金は設営から撤去までの使用区分数を掛けて算出します。
- ・各施設の電気容量には限りがあります。付属設備及び持込器具の使用については、事前に会館スタッフに相談の上、指示に従ってください。